

差別のスパイラル発祥の実証研究

—ノーザンテリトリー先住民差別を対象として—

張 能 美希子

目次

1. はじめに
2. 動態的差別の基本仮説
3. ノーザンテリトリー
 - 3-1. ノーザンテリトリーの特異性
 - 3-2. 空白の大地—ノーザンテリトリー入植初期—
 - 3-3. アボリジニの隷属—ノーザンテリトリー入植中期—
4. 差別スパイラルの発祥
5. 結び

1. はじめに

Benedict (1995) は、「(中略) 先住民が信仰を告白すれば、白人キリスト教徒と有色人種の異教徒を隔てていた溝は論理的には架橋されたのである。これは特に、彼を奴隷扱いたくないということを意味した。なぜならば当時の考えでは、キリスト教徒の奴隷は忌避されたからである⁽¹⁾。」と説明している。しかし「(中略) 一九世紀の初めまでに南アフリカでは、人類を「信者」と「不信者」に分けるおなじみの理論はもはや現実合わなくなっていたし、同様のジレンマは世界の他の地域でも生じつつあった。(中略) 人々は、先住民たちを文明化した人間よりもむしろ猿と関連づけ、人間以下の存在として語り始めたのである。結局、肌の色はもっとも目につく差であり、それは宗教に代わって未開地における対立集団を作り上げるものとなった⁽²⁾。」と Benedict (1995) は続けて説明している。宗教は人々を隷属から救う機能を果たしたがそれは19世紀初期以降に失われた。その後の社会では、強力な人種主義が人々を分断していったことは周知のとおりである。

前述の Benedict (1995) の指摘のように、過去と現在とを比較するとその違いに驚かされてしまう、ということは多くある。過去の社会で、人種や肌の色によって当たり前のように人々や権力は分断されていた。しかし現在、このような社会体制や主義は、差別として否定されている。差別ではなかったものが、差別だと認識されるようになる以外にも、ある差別が別の差別へと移り変わる場合もある。先住民の人々のアイデンティティを認めようとする動きが引き起こす差別がそれに当たるだろう。過去においては同化政策などで

(1) Benedict (1995) p.130.

(2) Benedict (1995) p.131. なおこのように宗教が果たしていた機能を失った理由として、Benedict は「それゆえ宣教師の活動は、搾取者や奴隷商人の活動を妨害することになった。その結果、特にヨーロッパのプロテスタント国家が統治している海外の諸地域では、キリスト教への進行を告白した奴隷を解放するということは徐々になくなっていったのである。」(p.130) と説明している。

先住民の人々のアイデンティティは、徹底的に否定されてきた。近年先住民の人々のアイデンティティを復帰させようとする社会運動は、自ずと先住民のアイデンティティとは何なのかを疑問として突き付けてくる。長年の同化政策等で同化を強いられ、先住民の人々は独自の文化を大幅に変化、変更させられてきた。独自の文化が同化政策によって変化させられてしまったことを根拠に、先住民のアイデンティティなどはもはや存在しえない、という結論が導き出されてしまうのであれば、これはまた別の形で先住民に対する差別が行われていると考えてもいいのではないだろうか。この場合、ある差別が別の差別に移り変わったと捉える以外にも、もう1つ別の考え方もある。例えば、同化政策という差別が先住民の文化とアイデンティティの存在を危うくしているのであれば、1つの差別がまた別の差別を生み出した、という考え方もできるだろう。前述したように、差別と差別の関連性、差別から次の差別への変化は様々な差別の中に見ることができるだろう。

これらの差別の連続、変化を捉えた理論に張能（2007）が提案した、動態的差別の基本仮説がある。張能（2007）では、差別の変化は主に差別のスパイラルとして論じられていた。だが、動態的差別の基本仮説は差別の変化を理論的に捉えたものであり、特に差別の変化がどのような要因によって引き起こされるのか、という点についてはあまり深い説明を行っていない。そこで、本論ではノーザンテリトリーのアボリジニの歴史を振り返ることにより、差別の変化が引き起こされる要因を見出すことを目標とする。議論の進行としては、まず2節で張能（2007）の動態的差別の基本仮説を紹介し、その後3節でノーザンテリトリーのアボリジニのケースを取り上げる。4節でケースを比較検討し、論旨について議論を深め、5節で結びとする。

2. 動態的差別の基本仮説

張能（2007）は、新たな差別の概念として動態的差別の基本仮説を提案した⁽³⁾。動態的差別の基本仮説を組み立てるに当たって、張能（2007）は差別には注目すべき特徴が二つあるとしている。一つ目の特徴は、差別の動態的な性質である。過去の差別研究において、差別を静止画的に捉えることが一般的であった。だが差別という社会現象は、動態的に時間と共に変化していく。そのため、差別を静止画的に捉えるには限界があるといえる。すでに前述したように、過去においてアボリジニの人々に対して白人と同等の権利が認められていないことは、“普通”のこととされていた。現在ではこのような“差別的”とされる政治制度は維持されていない。しかし、いくつかの先行研究が示すように、アボリジニに対する差別はより複雑かつ狡猾になり、未だにアボリジニの人々の社会的地位を難しくしている。つまりアボリジニ差別⁽⁴⁾はなくなったわけではなく、形を変えてより複雑になる様相を呈しているのである。

もう一つ注目すべき差別の特徴は、多面的な社会的機能である。差別は一面的にネガティブな破壊行為と考えられている傾向がある。確かに差別されている被害者がいる以上、被害者の視点から差別はネガティブに捉えられる。しかし、過去の社会において差別的な身分制度が成立したことで、社会が統治され、秩序が保たれてきた、という側面も無視はで

(3) 第1節第2項の「動態的差別の定義」は、張能（2007）の要約である。よって、詳しい説明は参考文献に挙げられた論文に譲ることとする。

(4) 差別を基本的に、「排除、対象の周辺化」とする江原（1985）、坂本（2005）、佐藤（2005）の議論を引き継ぐ。

きない。先行研究においても、差別の多面的な社会的機能を捉えずに、差別の撤廃を目指す議論が多い。しかし、広く全般的な視野から差別を見つめた場合、差別がどのような社会的機能を社会において果たしているかについて、幅広い議論が展開できるはずなのである。実際には差別の社会的機能は複雑で、一概に全てがネガティブな破壊行為である、と言い切るのは難しい。どこに視点を置くか、またどのような評価軸で差別を裁き、何をもって差別とするのか、これらは個人の価値観によって判断が異なる。この様な各個多様な価値観を論じることは不可能なので、議論から除く必要があるといえる。だが、それでも差別が動的な性質ゆえに変化しメカニズムを包括している点は差別の共通的な問題として残る。そこで張能（2007）では、差別行動 = f（区別, 感情, 行動）と定義した。この公式の特徴は、変数の力学的な関係や相互作用を議論に含めることが可能なことである。差別の変化は、区別, 感情, 行動という差別の各要素が生み出すスパイラルによって発生すると説明された。

3. ノーザンテリトリー

3-1. ノーザンテリトリーの特異性

オーストラリアは現在連邦制を取るが1967年の国民投票で憲法が改正されるまで、連邦議会は先住民政策に関する立法権を所有していない⁽⁵⁾。連邦結成以前は、それぞれの州政府の法律・行政によって、先住民に関する事柄は取り決められていた⁽⁶⁾。連邦政府によるアボリジニ政策の歴史は浅く50年に満たない。そのためリザーブ政策など全国的に共通点は存在するが、細かな点は州政府単位で異なる。また、そのような歴史的背景もあってアボリジニ・コミュニティは地域格差が大きい。統計について調べると、アボリジニ人口は都市部に4分の3の人口が集中している⁽⁷⁾。特にシドニーとブリスベンそれぞれ1つの都市で全体の5分の1を占めている⁽⁸⁾。アボリジニの人口はシドニーやメルボルン等の都市部に集中している。次に、人口全体に対してアボリジニが占める割合を見てみる。アボリジニ人口分布が多かった都市部の地域では、アボリジニ以外の人口も多く集中している。そのため人口構成として相対で見ると、メルボルン（ヴィクトリア州）やシドニー（ニューサウスウェールズ州）などの都市は、アボリジニの人々が全体に占める割合が非常に低く0-4%と最低レベルになる⁽⁹⁾。一方、ノーザンテリトリー州（以下NT⁽¹⁰⁾）やウェスタンオーストラリア州は、アボリジニ人口の分布としては決して高くない⁽¹¹⁾。しかしこれらの地域は、アボリジニの人々が人口の全体に占める割合が非常に高く50-91%と最高レベルになっている⁽¹²⁾。

次にアボリジニの言葉を話すことができる人々の分布を調べてみた。原住民の言葉を話

(5) 小山ほか（2002）p.132.

(6) 小山ほか（2002）p.132.

(7) Arthur（2005）p.70. "Distribution of Indigenous population, 2001"

(8) Arthur（2005）p.70. "Distribution of Indigenous population, 2001"

(9) Arthur（2005）p.70. "Indigenous population as a percentage of the total population, 2001"

(10) 「Northern Territory（ノーザンテリトリー）」と本来は記述すべきところではあるが、冗長なのでNTとこれより省略する。

(11) Arthur（2005）p.70. "Distribution of Indigenous population, 2001"

(12) Arthur（2005）p.70. "The Indigenous population as a percentage of the total population, 2001"

すことができる割合がもっとも高い地域と、アボリジニの人口が全体の人口に占める割合が高い地域はほぼ一致を見せている⁽¹³⁾。同様にアボリジニが所有する土地の割合も、アボリジニが人口の全体に占める割合が高い地域である NT 州、ウェスタンオーストラリア州等で高い⁽¹⁴⁾。しかし、アボリジニの人口分布が多かったニューサウスウェールズ州やヴィクトリア州では、1%未満と小さい数字を示している⁽¹⁵⁾。アボリジニ・コミュニティもまた、アボリジニの人口が全体の人口に占める割合が高い地域、特に NT に多く集中することがわかる。これら統計から言えることは、アボリジニの人口分布や、文化の継承に地域格差がある、ということである。また、アボリジニの人口分布自体にはあまり意味がないが、アボリジニの人口が全体人口に占める割合は伝統の継承、アボリジニの社会的地位⁽¹⁶⁾と相関関係を見せることがわかった。NT におけるアボリジニの人々の土地の所有権は43.7% (NT に次ぐサウスオーストラリア州は19.1%となっている。)と異例の高さである⁽¹⁷⁾。別の統計ではオーストラリアでアボリジニ研究の対象として NT が最も多く選ばれていることが分かる⁽¹⁸⁾。以上のように NT のアボリジニ文化の保存状態は、オーストラリア国内でも特異な例であると言える。そのため本論で取り上げる例として、NT を挙げることにした。

3-2. 空白の大地—ノーザンテリトリー入植初期—

オーストラリアを辞書で引くと「(2)オーストラリア大陸とタスマニア島などを領土とする連邦共和国。六州・キャンベラ特別区(首都)・ノーザンテリトリー(準州)から成る⁽¹⁹⁾。」とされている。つまりノーザンテリトリーは準州で州ではない。州は州憲法を持つが⁽²⁰⁾、「北部準州(ノーザンテリトリー)は憲法を有しないが、議会は連邦の1978年北部準州自治法(Northern Territory Self-Government Act 1978)第6部によって、北部準州の平和、秩序、よい政府のために立法を行なう一般的な権限を与えられている⁽²¹⁾。」としており、さらに「自治権を持つ特別地域政府のうち、北部準州と首都特別地域はその他の州と同様の権限を与えられている⁽²²⁾。」と先行研究が示している。そのため、準州であるという NT の立場は、州とあまり代わり映えのしないものと捉えて良いだろう。「オーストラリアは連邦制をとってはいるが各州政府の力が非常に強い。各州の首都は地理的にも離れておりまた歴史的に相互に独立して発展してきた関係もあって、その結びつきが弱い⁽²³⁾。」という評価も挙げておきたい。州政府の権限が強いことは前項で取り上げたよう

(13) Arthur (2005) p.82. "Proportion of people who speak an Indigenous language, 2001"

(14) Arthur (2005) p.145. "Proportion of land that was Indigenous, 1996"

(15) Arthur (2005) p.145. "Proportion of land that was Indigenous, 1996"

(16) ここでは土地の所有権を一例にした。

(17) Arthur (2005) p.145. "Proportion of land that was Indigenous, 1996"

(18) Arthur (2005) p.253. "Location of doctoral research since 1910" この統計によると、Anthropology と Social Science についての研究が NT 州に関連して多く行われている。

(19) 大辞林 第三版(項目「オーストラリア」で引いた。) p.318.

(20) 橋都 (2006) p.261-262.

(21) 橋都 (2006) p.263.

(22) 橋都 (2006) p.259.

(23) 宮下 (1972) p.32.

に、アボリジニ政策が各州に任されてきた歴史の中にも見ることができる。

NTはオーストラリアの中北部に位置する。西はウェスタンオーストラリア州、南は南オーストラリア州、東はクィーンズランド州と接する。NTの面積は1420,968km²で、人口は2005年の時点で202,793人とされている⁽²⁴⁾。オーストラリアで最も人口の多いニューサウスウェールズ州で6,774,249人⁽²⁵⁾、NTの次に人口が少ないオーストラリア首都特別地域でさえ344,200人⁽²⁶⁾の人口を抱えていることを考えるとNTの人口は非常に小さいといえる。NTのうち、トップエンドと呼ばれる北部の25%だけが熱帯気候のあらゆる特徴を備えているとされる⁽²⁷⁾。この熱帯部分にNTのおよそ80%の人口が住んでいる⁽²⁸⁾。熱帯地帯のみならずNTには様々な気候の地域が混在しており、NTの南の部分の大半は、北部とは逆に砂漠や半乾燥の平野になっている。武内・大森（1988）では、オーストラリアの植生が乾燥した大陸中央部では低く疎になり、同心円状の帯状配列を保ちながら外部に向けて高木林になるとされている⁽²⁹⁾。そのため沿岸部の外側からオーストラリア大陸内部に縦長に広がるNTは様々な気候と植生を持ち合わせることになったのである。トップエンドの天候は乾燥気候もしくは湿潤気候で、年間を通じて最高気温は30℃から34℃、最低気温は19℃から26℃程になる⁽³⁰⁾。中部の気温はさらに変化しやすい。冬には急に凍結するほど気温が下がり、夏には40℃以上に急上昇することもある厳しい環境となっている⁽³¹⁾。「オーストラリア大陸は、全般的に温度条件に恵まれており、それが植物の成長を阻害する要因となることはない⁽³²⁾。」と武内・大森（1988）が指摘している。武内・大森（1988）の指摘を受ければ、温度条件自体はNTの半分が農業に適さないことの直接の説明にはならない。「しかし、植生の南北比較を行なう際には、蒸発量を当然考慮する必要がある。大陸南部ではより少ない降水量で、より湿潤型の群落が成立している⁽³³⁾。」という視点が理解に必要である。

雨量、蒸発率の詳しい説明は宮下（1972）で論じられている。宮下（1972）によれば、オーストラリア大陸は全体的に雨が非常に少なく、また不規則であると指摘している⁽³⁴⁾。

(24) 統計に関する数字は Australian Bureau of Statistics の Web のうち、“Population by Age and Sex, Northern Territory –Electronic Delivery, Jun 2005” を参照した。

<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@nsf/mf/3235.7.55.001>

(25) 統計に関する数字は Australian Bureau of Statistics の Web のうち、“3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2008” を参照した。<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@nsf/mf/3101.0/>

(26) 統計に関する数字は Australian Bureau of Statistics の Web のうち、“3101.0 - Australian Demographic Statistics, Jun 2008” を参照した。<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@nsf/mf/3101.0/>

(27) 気候の部分については以下を参照した。

<http://studyinaustralia.gov.au/Sia/ja/LivingInAustralia/NT.htm>

(28) 気候の部分については以下を参照した。

<http://studyinaustralia.gov.au/Sia/ja/LivingInAustralia/NT.htm>

(29) 武内・大森（1988）p.125.

(30) 気候の部分については以下を参照した。

<http://studyinaustralia.gov.au/Sia/ja/LivingInAustralia/NT.htm>

(31) 気候の部分については以下を参照した。

<http://studyinaustralia.gov.au/Sia/ja/LivingInAustralia/NT.htm>

(32) 武内・大森（1988）p.125-126.

(33) 武内・大森（1988）p.126.

(34) 宮下（1972）p.23.

またオーストラリアでは年雨量が1,000mm以上の地域がわずか6.9%を占めるに過ぎない⁽³⁵⁾。さらに宮下(1972)は、雨量が少ないにもかかわらず、「オーストラリア大陸は一般に高温で特にその中央部では年間蒸発量が2,500mm以上もあるので如何に乾燥した大陸であるか理解されよう⁽³⁶⁾。」とオーストラリアの温度条件が乾燥を引き起こし、実質的な雨量を更に減少させる結果となっていることも指摘している。宮下(1972)は「土壌の性質は一般的に言って、その地方の気候と密接に関連している⁽³⁷⁾。」とこれらの気候条件から、オーストラリアの土地の性質を導き出している。宮下(1972)によれば、「オーストラリアの土壌は一般的に非常にやせている。それは1つには乾燥した気候のために植物の成長にとって必要な水分を含んでいないことによる。第二には窒素、リン、カリ、硫黄などの主要肥料分と銅、亜鉛、モリブデン、マンガン、棚素などの微量成分の含有率が低いことによる⁽³⁸⁾。」と植物の育成が難しい状態であることが説明されている。

宮下(1972)は「しかし近年このアウトバックで鉄鉱石、銅鉱、ボーキサイト、ニッケル鉱などの資源が続々と発見され、無人の荒野に新たな鉱山町が建設されている⁽³⁹⁾。」とNTの新たな経済動向を指摘している。だが「各州の首都は地理的にも離れておりまた歴史的に相互に独立して発展してきた関係もあって、その結びつきが弱い。これらの地域はまた主要工業地帯であるので、人間や物資の空間的移動をどうやっていくかということは大きな問題である。これら人口密集地帯の先はアウトバック(Outback)とよばれる人口稀薄な広大な地域が横たわって居り、そこには少数のオーストラリア原住民(Aborigines)と牧場の人々が住んでいるに過ぎない⁽⁴⁰⁾。」ことや、「(中略)そこでの厳しい生活や採掘した鉱石を市場にまで長距離の輸送を必要とし、その開発はなかなか容易ではない⁽⁴¹⁾。」と言う問題が挙げられている。前述のようなNTの環境的特徴を前提にMcGrath(1995)は「土壌と気候が多く of 区域を主要な生産には無益にしているため、現在ですらNTは白人に占有されていない。NTの発展は断続的で、広大な区域が不経済だと証明されているため見捨てられている。このような違いがNTの歴史を影響し続け、

(35) 宮下(1972) p.22-23. 「しかしながらこの広大な大陸の全てが利用可能な土地ではない。それは、この大陸は南半球の高気圧帯・反季節風帯に位置するため、晴天で雨の少ない気候に支配され、国土の3/4が海拔450m以下で最高峰のMt. KOSCIUSKOでも海拔約2,200mという比較的平坦な地勢のため、一部の地方を除いて雨量は非常に少ない。それに対して蒸発量が非常に大きいため、国土の大部分は砂漠または半砂漠となっており、農業活動は勿論、人間の居住すら困難な地域が大部分である。すなわちこの国の経済活動は、雨量の多寡およびその信頼性によって決定されていると言っても過言ではない。先述したように、この大陸は雨が少なくなかつ不規則であって信頼性が低く、また地域的に偏って降る。すなわち年降水量250mm以下の地域が国土の39%を占め、250mm~375mmの地域が20.6%、375mm~500mmの地域が11.2%、500mm~625mmの地域が9.0%、625mm~750mmの地域が7.2%、750mm~1,000mmの地域が6.1%であって、1,000mm以上の地域がわずか6.9%を占めるにすぎない。東京の年平均雨量が1,500mmであり、日本の乾燥地域と言われる地域でも年雨量1,000mm以下をさす程度である。」

(36) 宮下(1972) p.23.

(37) 宮下(1972) p.26.

(38) 宮下(1972) p.26. 同時に「しかしながらこれらの欠陥は、雨量の比較的多い地方や灌漑がなされている地方では、適当な肥料の散布や窒素分を補うために豆科植物を植えることによって克服されている。」と改良策が提示されてはいた。

(39) 宮下(1972) p.32.

(40) 宮下(1972) p.32.

(41) 宮下(1972) p.32.

欲されない土地が要求（返還の要求）に応じてどこよりも支給された。長期的に低い白人人口がアボリジニの伝統的生活に対する比較的小さな脅威しか及ぼさない結果になった⁽⁴²⁾。」と記述し、NTの運命が過酷な自然環境に左右されてきたことを指摘している。

NTの誕生は1863年、Northern Territory Act of South Australiaがイギリス政府によって制定された時に遡る、とRowley(1970)で説明されている⁽⁴³⁾。「それにともないNTはニューサウスウェールズ植民地から、SA(サウスオーストラリア)植民地の管轄に移ることになった⁽⁴⁴⁾。」とされる。「その翌64年、NTの入植地の第1回販売がアデレードで開催され、2年後の66年には入植者が大陸中央部のマグドネル山脈に、そして時をおかずにアリス・スプリングに到着した⁽⁴⁵⁾。」と松山(1994)・Rowley(1970)⁽⁴⁶⁾は入植の様子を明らかにしている。なお、藤川(2004)はこの時期に「牧畜家たちは、羊や牛を追いながら、新しい牧草地を求めて大陸の内部を北上する⁽⁴⁷⁾。」とし、入植が牧畜業の展開のためであることを示唆している。より詳細な説明は松山(1994)にある。「牧畜業を主体とする内陸への入植は、1870年に開始され72年に完成したOverland Telegraph Lineの建設労働者への食肉の供給が刺激となって、急速に進展する⁽⁴⁸⁾。」と入植が内陸で展開された要因を指摘している。「その結果、80年にはパストラル・リース⁽⁴⁹⁾がNTの10分の1に、90年には5分の2に拡大していった⁽⁵⁰⁾。」と松山(1994)はNTの牧畜業展開を説明している⁽⁵¹⁾。一方「(中略)この地域(NT)のアボリジニ行政はほとんど空白のままにおかれた⁽⁵²⁾。」とNTにおけるアボリジニ政策の不在を松山(1994)は指摘している。その理由として「すでに1870年パーマストーン(Palmstone:現在のダーウィン⁽⁵³⁾)に行政府が開設されたとはいえ、当時のSA(サウスオーストラリア)植民地政府が南部のパー

(42) McGrath(1995) p.270. "The nature of the soils and climate made many areas useless for primary production, so that much of the Northern Territory is even now unoccupied by Whites. The Territory was developed intermittently. Large areas proved to be uneconomic and were abandoned. Such differences continue to affect the history of the Northern Territory. Partly because more uncontested land was available for claim than elsewhere, more land was granted. The long periods of very low White populations offered comparatively little threat to traditional life ways."

(43) Rowley(1970) p.206.

(44) Rowley(1970) p.206. "In July 1863 the Northern Territory was separated from New South Wales by the Imperial Government, to become a territory under control of South Australia." 同様に松山(1994) p.67. 「1863年、イギリス政府はNorthern Territory Act of South Australiaを制定する。これにもなってノーザンテリトリーはニューサウスウェールズ植民地を離れ、SA植民地の管轄に移ることになった。」

(45) 松山(1994) p.67.

(46) Rowley(1970) p.206. "In 1864 the first sales of Northern Territory lands were held in Adelaide; and two years later the settlers had reached the Macdonell Ranges. Before 1870, when the Administration was formally set up in Palmerston (Darwin), cattle and horses were being established on the water holes in the Alice Springs area."

(47) 藤川(2004) p.103.

(48) 松山(1994) p.67.

(49) 「パストラル・リース」とは政府による牧場創設者への貸付制度のことを指す。

(50) 松山(1994) p.67.

(51) 松山(1994) p.67.

(52) 松山(1994) p.67.

(53) ダーウィンはNTの州都であり、この一文は「NT地区内に政府が設立されてはいたがNTのアボリジニ政策が不在であった」ということを示しているといえる。

ト・アボリジニ対策を主眼としていたからである⁽⁵⁴⁾」と松山（1994）は説明している。前述の McGrath（1995）による白人支配がNTの歴史を通じてずっと希薄であるという指摘⁽⁵⁵⁾同様、Rowley（1970）も「1911年に連邦政府の管轄に移るまで、NTはサウスオーストラリアとアボリジニ政策の管理を共有していたが、基本的な法規定を欠如させていた⁽⁵⁶⁾。」と指摘している。このように先行研究はサウスオーストラリア管轄化のNTにおいて、アボリジニ政策や白人支配が希薄もしくは不在だったことを指摘している。

NTがサウスオーストラリアの管轄化に置かれていた時代の詳細は、Reid（1990）で知ることが出来る。「NTにおける白人の継続的な滞在は、サウスオーストラリアが僅かに受け取る見返りのために政府が支払った大量の出費で維持されていた⁽⁵⁷⁾。」とRaid（1990）はNTの入植に利益がなかったことを明らかにしている。「最終的にサウスオーストラリアが“無用の長物（NTのこと）”を片付けることに成功した1911年1月1日、500,000平方マイルに対して非アボリジニ人口は僅か1,200人、全体でも2,800人しか存在しなかった⁽⁵⁸⁾。」とRaid（1990）は入植が難航する様子を示している。一方で「サウスオーストラリア政府の管轄時代に、アボリジニ人口は約50,000人から約22,000人に減少している。単純に人口の減少という事実は幾つかの意味でNTのアボリジニと白人の関係が、この時代のその他の植民地と同じで異なったものだったということを描き出している⁽⁵⁹⁾。」としており、Raid（1990）ではアボリジニ社会に起こった変化も論じられている。「明らかな類似点はアボリジニ人口の減少である⁽⁶⁰⁾。」とRaid（1990）はNTと他の地域のアボリジニ社会の変化の共通点を指摘している⁽⁶¹⁾。

(54) 松山（1994）p.67-68.

(55) McGrath（1995）p.270.

(56) Rowley（1970）p.218. “Until the Territory became a Commonwealth responsibility, from the beginning of 1911, it shared with South Australia a common method of administration of Aboriginal affairs and a common lack of basic registration.”

(57) Raid（1990）p.196. “Continued European presence in the Northern Territory was sustained by large government expenditure for which South Australia received little in return.”

(58) Raid（1990）p.196. “When South Australia finally got rid of its ‘white elephant’ on 1 January 1911, the number of Europeans in a land of more than half a million square miles was only about 1200 and the total non-Aboriginal population was only 2800.”

(59) Raid（1990）p.196. “The Aboriginal population during the period of South Australian administration decreased from perhaps 50000 to about 22000. These simple population facts help to illustrate some of the ways in which Aboriginal-European relationships in the Northern Territory were both similar and different to those in other parts of Australia during the same period.”

(60) Raid（1990）p.196. “The obvious similarity is the European intrusion contributed to Aboriginal population decrease.”

(61) 本論で取り上げるタスマニアのケースに代表されるように、アボリジニが“絶滅した”とされる地域も存在している。またRaid（1990）p.196-197. では “In the first parts of Australia settled by Europeans – the present New South Wales, Tasmania, the south-west corner of Western Australia, the central districts of South Australia and all of Victoria – numbers declined rapidly. The indigenous people were overwhelmed by force of numbers and in some cases by force of arms in Tasmania and Victoria. Populations were severely reduced in New South Wales and South Australia but in Queensland, which is well watered, the situation was different: Aborigines there numbered about 120000 before the arrival of the whites and, although they were ultimately overwhelmed by land and gold-hungry foreigners, their numbers in 1911 were still substantial at 22000, the same number as the Territory at that time.”

Raid (1990) が挙げる相違点としては、NT のアボリジニに対する支配体制が他の地域に比較して弱かったことが詳しく説明されている。Raid (1990) は「対照的に後に South Australian Act of 1910 と合併した Northern Territory Ordinance of 1911 や法的な規定にも関わらず、特別な状況がほとんどの支配を逃れるのを許容した⁽⁶²⁾。」としている。Raid (1990) は、「NT の特別な状況は、相対的に小さな白人人口と大きなアボリジニ人口、そして広大な土地にある。このような (NT の) 環境はいかなる政策も 1859 年以降のクィーンズランドのように成功裡に実行させるのを極端に難しくした⁽⁶³⁾。」と NT の特質を挙げている。また人口比と NT の自然環境に関連して Raid (1990) は「NT の大きさゆえに小さな非アボリジニ人口とサウスオーストラリア政府によって与えられた限られた資源、NT の管理はいつも小さかった⁽⁶⁴⁾。」と、強力にアボリジニ政策を実行し、アボリジニを支配するには十分な体制が NT には望めなかったことが説明されている。NT の特徴的な点として Raid (1990) は入植の仕方についても指摘している。「NT に対するヨーロッパ人たちの侵略のプロセスは、他の植民地とは異なる。南-東オーストラリアで、白人たちはシドニーからフィリップ港地区へ、ニューサウスウェールズ西の平原からクィーンズランド州のダーリングダウズまで、と外側に扇状に入植が進められている。もう 1 つの方法は、クィーンズランドに見られる方法で、ロックハンプトン、ボーウエン、トーンシヴィレとノーマントン、一般的にフロンティアがラインで植民地を横断する形を取っている。NT は占有がほぼ中央から行なわれている。全域的なスチュアートトラックに沿った電信線の建設に伴って、牧畜家たちは電信線の東西の土地を所有した。もっと小さな広がり牧畜家たちはクィーンズランドから東西に扇状の侵略が可能だった。しかし、線上に侵略者から非侵略者の側へと動くフロンティアは存在していない⁽⁶⁵⁾。」そのため Raid (1990) では「幾人かのアボリジニの人々は見つけられ、すばやく白人たちに支配されたが、それ以外の人々はそのままだに取残された⁽⁶⁶⁾。」と指摘されている。

これらの NT の入植初期、主に 1863 年から 1910 年までを振り返って言えることは、NT

(62) Raid (1990) p.197. "By contrast, although the South Australian Act of 1910, which was incorporated in the *Northern Territory Ordinance* 1911, also treated Aborigines as a subject people, special circumstance allowed most to avoid subjugation."

(63) Raid (1990) p.197. "One such circumstance, of course, was the relatively tiny number of whites compared to the large black population; another was the huge area, which made it extremely difficult to implement any policy of subjugation such as that successfully followed in Queensland after 1859."

(64) Raid (1990) p.200. "Because of the size of the Territory, the small non-Aboriginal population and the limited resources put into it by the South Australian government, its administration was always small."

(65) Raid (1990) p.198-199. "The process of European invasion in the Territory was different to that in the other colonies. In south-eastern Australia the white fanned outwards from Sydney into the Port Phillip District, the western plains of New South Wales and the Darling Downs of Queensland. Other ingressions were made into Queensland, notably at Rockhampton, Bowen, Townsville and Normanton, but generally the frontier moved in a line across the colony. In the Territory, occupation occurred almost from within. The building of the overland telegraph line along Stuart's track meant that overlanders followed it and pastoralists selected runs east and west of it. To a lesser extent the cattlemen could fan out from the east-west tracks from Queensland. There was no moving frontier in the sense of a line with the invaders on one side and the defenders on the other."

(66) Raid (1990) p.199. "Some Territory people were quickly dominated by strangers who appeared among them, and others were left alone."

における白人の影響力は人口減少を見る限り皆無ではない。しかし、アボリジニの人々に対する白人の影響力が他の地域に比較して非常に低かった、という点は先行研究共通の見解であり、NTの歴史を理解する上で留意すべき点である。

3-3. アボリジニの隷属—ノーザンテリトリー入植中期—

松山（1994）は「NTの連邦への移管にさきだって、南オーストラリア州議会は、Northern Territory Aboriginals Act 1910を制定する⁽⁶⁷⁾。」としている。そしてNorthern Territory Aboriginal Act 1910制定の丁度1年後にAboriginal Ordinance Act 1911が制定される⁽⁶⁸⁾。これをきっかけに、1863年の入植以降を通じて不在だったNTのアボリジニ政策に変化の兆しが見られるようになる。Rowley（1970）によれば「Aborigines Act 1911でアボリジニ省（Aborigines Department）が作られ、保護官長が管理し、保護官長にアボリジニとハーフ・ケーストと分類された人びと⁽⁶⁹⁾に対する大きな権限を与えた。（中略）リザーブへ隔離する権限も含まれている⁽⁷⁰⁾。」とされている。この点だけを見ても前項で挙げたRaid（1990）の「しかし、サウスオーストラリア政府管轄化のNTではこのような強制移住は存在しなかった⁽⁷¹⁾。」と言う状況と比較してNTのアボリジニ政策が異なる状況へと変化していることがわかる。より具体的に細かな規定が更にRowley

(67) 松山（1994）p.68.

(68) Rowley（1970）p.219. “In fact, what was included in the Aborigines Act 1911 is less significant than what was omitted, for there had been a previous Act dealing with Aborigines, assented to exactly a year earlier, in December 1910—not, however, the Aborigines of South Australia but those of the Northern Territory.” なおRowley（1970）はAborigines Act 1911とThe northern Territory Aboriginal Act 1910を比較し「The Northern Territory Aboriginal Act 1910より労働条件に関する規制を提供しているが、近代の植民地の基準から言うに十分とは言えない。雇い主は許可を所持しなければならず、その許可はその地域の保護官によって発行されるが、NTの保護官長にも報告される必要がある。（中略）使用人の6ヶ月間の帰宅と保護官への賃金の支払い（保護官が許可の取り消しを保護官長に推薦できたため）が雇い主にとっては厄介だった。これらの条文は、Aborigines Act 1911には含まれなかった。」と評している。（Rowley（1970）p.219. “The Northern Territory Aboriginals Act 1910 provided a somewhat more complete cover of the employment conditions, though inadequate enough by contemporary colonial standards. Employers had to be licensed; the licence was to be issued by a protector in the district, but with appeal to the Chief Protector of the Northern Territory. (中略) Six-monthly returns of employees and payment of wages to a protector (since the protector could recommend cancellation of the license to the Chief Protector) could be a nuisance to the employer. These clauses, and that for licensing employers, did not appear in the Aborigines Act 1911.”）また松山（1994）p.71. に「連邦政府は1911年にノーザンテリトリーを所轄すると、翌12年1月にAboriginal Ordinance 1911を制定する。これはさきにSA政府が制定したNorthern Territory Aboriginal Act 1910をそのまま継承したもので、アボリジニの規定、チーフ・プロテクターの権限その他、ほとんど変わることがなかったとされている。」という記述がある。

(69) McGrath（1995）p.279. “The justification for such a policy was that as the Northern Territory became more populated, those people with and Aboriginal and White parent, colloquially known as ‘half-castes’, would decline in proportion to the rest of community.” つまり「ハーフ・ケースト」とは混血のアボリジニの人々呼び方の1つ。

(70) Rowley（1970）p.218. “It established an Aborigines Department, and a Chief Protector to administer it (sections 5, 9), and gave him very wide powers over the Aborigines and those half-castes who fell within categories established for the first time under this Act. (中略) There was power to segregate on reserves.”

(71) Raid（1990）p.199.

(1970) で説明されている。「牧畜家は保護官もしくは警察官が使用人に面接することを許可しなくてはならない。使用人のアボリジニが死亡した場合、保護官に報告しなければならず、保護官に未払いの賃金を支払い、死亡者の所有物も同様に保護官にゆだねなければならない。牧畜家は他の雇用主から労働力を引き抜いてくることを禁じられているが、これを定める同じ条項が彼自身の労働力が他から侵害されることがないように保護している。興味深い規定は女性の牧童を雇用することについての言及である。“アボリジニ、もしくはハーフ・ケーストの女性が男性の服装で男性のアボリジニもしくはハーフ・ケースト”以外の男性と連れ立っていた場合、両者共に有罪であるとする。このような条文はアボリジニ社会に対する需要－労働力と性的サービス－を示唆する⁽⁷²⁾。」と記述されている。

松山 (1994) は Aboriginal Ordinance 1911 の概要について「プロテクターは NT のすべての町からアボリジニおよびハーフ・カーストを排除しリザーブに収容する権限、ハーフ・カーストの子女を施設に収容し英語による教育を施す権限、18歳未満のアボリジニおよびハーフ・カーストの法的な後見人となり彼らの財産を管理する権限などをもった⁽⁷³⁾。」としており、これは前述の Rowley (1970) の説明と加えて見るべき点であるといえる。NT の社会の変容をより生活に近いレベルで取り上げている先行研究として Broome (2001) と McGrath (1995) を見てみよう。Broome (2001) は「ダーウィンは典型的な植民地の町で、社会的にも、住空間的にも人種的順列に沿っていた。白人、植民地の支配層が官僚で雇用主であり、緑豊かなミリーポイントの良質な家に住んでいた。中国人たちは掘っ立て小屋で出来た町に住み、(膚の色を非常に意識した) 社会の最下層に位置するアボリジニたちはカリン地区の小屋 (特に先住民が作った小屋) か、フランシス港のマングローブの茂みに住んでいた⁽⁷⁴⁾。」と、あからさまな人種階級に則って構築された当時の社会情勢を描いている。人種階級が見られたのはダーウィンの街の中だけではない。McGrath (1995) は牧畜業に従事する人びとの様子を「典型的な大牧場は 6 人ほどの白人を雇う (マネージャーと、牧童頭、会計係を含む)、ストック・キャンプの指揮を取る 1 人か 2 人のパート・アボリジニ⁽⁷⁵⁾、そして 20 人以上の“リンガー”の役割をするアボリジニたち⁽⁷⁶⁾。」とここでも階層的な社会構成が描かれている。

Broome (2001) は「アドミニストレーションはアボリジニの女性たちの道徳が、ヨー

(72) Rowley (1970) p.218-219. “The pastoralist had to allow the protector or police officer access to his employees, inform the protector of the death of an Aboriginal employee, and send to him any wages owing, as well as any property of the deceased. He was forbidden to entice away labor from other employers, but the same clause protected his own labour (section 27-9) . An interesting provision (clause 34) may refer to the frontier custom of ‘employing’ female stockmen. Should an Aboriginal or half-casete women be found ‘in male attire and in the company of any male person other than an Aboriginal or half-caste’ , both were guilty of an offence. Such a clause indicates the nature of demands on Aboriginal society – for work and for sexual services.”

(73) 松山 (1994) p.71.

(74) Broome (2001) p.125. “Darwin was a typical colonial town, highly stratified socially and residentially along racial lines. The white colonial masters, bureaucrats and employers lived in fine houses at leafy Myilly Point; the Chinese in a shanty town; and the Aborigines, the lowest social class in this colour-conscious community, lived either in humpies in the Kahlin Compound or among the mangroves at nearby Frances Bay.”

(75) パート・アボリジニとは混血のアボリジニの人のことを指す。

ロップ人たちから危険に晒されているとしたものの、基本的にヨーロッパ人たちの不安を和らげるためにアボリジニたちは締め出されていた⁽⁷⁷⁾。」と指摘しており、同様の内容で McGrath (1995) は「Aboriginal Ordinance 1911の下、街（ダーウィン、アリスプリング）のアボリジニたちは彼らの雇用主と住むか、カリン地区に住まなければならなかった。スペンサー（アボリジニ保護官長）はアボリジニが日が沈み、また日が昇るまでの間に外出することを許さず、規則が破られた際には一晩禁固する罰則を科した。アボリジニはダーウィンを許可なしに離れることも、立ち入ることも許されなかった⁽⁷⁸⁾。」としている。「街の周りで家事労働者や肉体労働者として働くアボリジニは、需要や労働の熟達度によって1週間に5シリングから10シリングの収入を得ることが可能だった。これらの賃金はヨーロッパ人の賃金の8分の1程度だった⁽⁷⁹⁾。」このように Broome (2001) では、労働力として安く買い叩かれているアボリジニの労働状況が指摘されている。McGrath (1995) も同様に「1928年にクィーンズランドのアボリジニ保護官、J. W. Bleakley が連邦政府から NT のアボリジニの状況を報告するように依頼された。彼はアボリジニ労働者に支払われる賃金が僅かで支払い自体も時折でしかないこと、住居が法的規制に則ったように適切に供給されるような心配りが極僅かにしか為されていないことを観察している⁽⁸⁰⁾。」と指摘している。法的な規制はほとんど守られておらず、Broome (2001) も McGrath (1995) 同様「ヨーロッパ人たちがアボリジニたちを雇用するのに許可が必要で、法令は食料の配給や衣服、医療サービスや賃金などの取り決めなども広く規定していたが、しかしながらこれらの規定は多くの場合曖昧で、最低基準の定められないものだった⁽⁸¹⁾。」と一見労働基準を保護するかのように見える法令の実質が心もとない状況を指摘している。「第一にヨーロッパ人たちは“劣った”アボリジニたちは、どこをとってもヨーロッパ人と等しい賃金を得るに値しないので、結果彼らを低い賃金で雇っていると主張した⁽⁸²⁾。」

(76) McGrath (1995) p.273-274. “A typical large station might employ half a dozen White people, (including the manager, head stockman and book-keeper) one or two Aborigines of mixed descent who took superior roles such as stock-camp boss, and twenty or more Aboriginal ‘ringers.’”

(77) Broome (2001) p.127. “The administration claimed Aboriginal women were in moral danger from Europeans, but basically the Aborigines were locked up to appease European anxieties and to control the Aborigines.”

(78) McGrath (1995) p.276. “Under regulations of the *Aboriginal Ordinance* of 1911, Aborigines in those towns had to reside with their employer or in ‘the [Kahlin] compound’. Spencer recommended that no Aborigine be allowed to wander between sunset and sunrise on penalty of being locked up for the night. No Aborigine should leave Darwin nor be allowed to enter without permission.”

(79) Broome (2001) p.127. “Those who worked as domestics or labourer around the town received five or possibly 10 shillings a week, depending on the level of skill and the demand for labour. This was less than an eighth of current European wages.”

(80) McGrath (1995) p.277. “In 1928 the Queensland Protector of Aborigines, J. W. Bleakley, was asked by the Commonwealth Government to report on the status and conditions of Northern Territory Aborigines. Though he observed that a small wage was occasionally paid to Aboriginal workers, very little attempt was made to provide adequate shelter for station workers as required by the regulations.”

(81) Broome (2001) p.128. “Europeans needed a permit to employ Aborigines and this broadly set out the term of permit to employ Aborigines and this broadly set out the term of employment and the rations, clothing, medical care and wages that were to be given to Aborigines. However, the regulations were often vague and no minimum standards were set.”

と Broome (2001) が当時の世論について言及している。しかし、アボリジニの人々の労働条件には、より慎重な考察が必要だといえる。アボリジニの厳しい労働条件は Reid (1990) の「NT における白人の継続的な滞在は、サウスオーストラリアが僅かに受け取る見返りのために政府が支払った大量の出費で維持されていた⁽⁸²⁾。」という発言に原因を辿ることが出来る。サウスオーストラリア政府から連邦政府に所轄が移っても、NT への入植は魅力が乏しいものであったことに変化はない。NT の厳しい環境の中で事業は採算が取れず、NT は利益を上げることができなかったのである。そこで、白人社会が取った次なる手は、アボリジニの人々を労働力として買い叩くことで帳尻を合わせる、という方策である。その裏づけとしては、McGrath (1995) の「牧畜産業は南の市場と競って成功を見込むことは全く出来なかった。貧しい牧草地、牛を犯す病気、水不足と労働者の不足、そして外部との距離。政府の協力と援助無しには生き残りがほとんど不可能だった。アーネムランドの幾つかのステーションは20世紀初頭に完全に失敗した、一方多くのものがアボリジニの人々の不払い労働に頼ることによって生き延びた⁽⁸⁴⁾。」と言う指摘を挙げることが出来る。そのため前述で取り上げた当時の世論は、Powell (1997) の「夥しい数のアボリジニの人々が闊歩する土地で、恐ろしいほどに（白人入植者は）1人で、所有物（牧場の）運営をアボリジニの労働力無しに1で行なうことは不可能だった。だから白人入植者たちは（アボリジニを）支配するか、さもなくば白人入植者たち自身が潰れてしまうと信じていた⁽⁸⁵⁾。」という記述と重ね合わせて理解されたときに当時の白人入植者たちの心境を如実に表すといえよう。

NT の中期においていえることは、アボリジニ政策やアボリジニ支配の体制が他の地域に遅れながらも、整えられてきたという点である。この時代の NT のアボリジニの立場を理解するに当たり留意点が幾つかある。第1に、McGrath (1995)⁽⁸⁶⁾が指摘したように、NT の入植初期においては政府に肩代わりされてきた NT の維持費が、アボリジニの不払い労働によって捻出されるようになった点が挙げられる。そのため法的な規制もアボリジニの労働条件に関わるものが多く、アボリジニの安い、もしくは無料の労働無しには NT の社会は成り立っていかなかった。第2に、このようなアボリジニに対する労働力として

(82) Broome (2001) p.128. "Firstly, the European colonisers argued that the 'inferior Aborigines were not worthy of wages anywhere equal to those of Europeans and consequently paid them at a low rate.'"

(83) Reid (1990) p.196.

(84) McGrath (1995) p.274. "The pastoral industry, however, could at no time compete successfully with southern markets. Poor pastures, cattle diseases, lack of water and meatworks, and enormous distances made survival almost impossible without government co-operation or direct aid. Several station in Arnhem Land in the early years of the twentieth century failed completely, while many others survived only through their reliance on unpaid Aboriginal labour."

(85) Powell (1996) p.101. "Vastly outnumbered by the peoples whose lands they bestrode, terrifyingly alone and unable to work their properties without black labour, they believed that they must dominate or go under." 同様に Broome (2001) p.131にも "The Europeans were gripped by a racist mythology which claimed that Aborigines were inferior and poor workers who needed to be firmly controlled. The mythology demanded that Europeans treat the Aborigines firmly but fairly, and take care that any kindness was not construed as weakness. Fear, the mythology warned, must never be shown, and white supremacy had to be upheld at all times." という指摘もされている。

(86) McGrath (1995) p.274.

の強い需要が彼らを社会の中に組み込む促進力となっている点である。藤川（2004）は「19世紀前半の入植が囚人労働に依存したのに対し、北部オーストラリアの開発は有色人種の労働を利用することで進展したのである⁽⁸⁷⁾。」と指摘している。特にNTのように白人とアボリジニの人口比がアボリジニの側に大きく傾いている社会では、アボリジニの労働力が欠かせなかった。よって入植初期の植民地で行なわれたようなアボリジニの駆逐という事態はNTでは発生しなかった。だが、その反面 Broome（2001）が描いた当時のダーウィンの情景⁽⁸⁸⁾や McGrath（1995）の大農場における労働者の人口構成⁽⁸⁹⁾が指摘したように明確に人種階級によって階層化された社会が構成された。アボリジニの人々は、階層化された社会の中で底辺に組み込まれ、労働者として搾取される境遇にあったといえる。

4. 差別スパイラルの発祥

NTの入植は長く白人の支配が空白だった初期の時代から、1870年に開始された Overland Telegraph Line の建設に伴って急速に開拓が進められた。建設に携わる人々の需要に応じて、牧畜業が発達し、アボリジニの人々は産業の底辺として組み込まれた。このような背景として、NTの入植が全く採算の取れない状況をアボリジニの人々を隷属的労働力として酷使することで帳尻を合わせてきた白人側の思惑があったことはすでに述べた。これらの状況の変化を動的差別の基本仮説に当てはめて考えてみたい。

NT初期は、白人の支配が極めて弱い、アボリジニ政策が空白の時代だった。この状態はほぼ2つの集団がお互いの感情や、行動・行為によって相互関係を築いていたというには不十分な状態であったといえる。張能（2007）は差別要素区別を、「自分と他者の区別、また特定の他者を不特定多数の他者から判別するプロセス」として論じている⁽⁹⁰⁾。NTの初期の状況は、差別の仮説が成立するための前提が満たされていないので、差別の仮説でNTの初期を表現することは出来ない。しかし、NTの中期においては白人の支配が開始され、白人とアボリジニは相互作用を及ぼしあうのに十分な距離にあったといえる。そのため区別や感情、行動といった変数の成立が十分であり、動的差別の基本仮説の適用が可能である。

NTの中期の特徴として2点を挙げるができる。第1に、McGrath（1995）⁽⁹¹⁾が指摘したように、NTの入植初期においては政府に肩代わりされてきたNTの維持費が、アボリジニの不払い労働によって捻出されるようになった点が挙げられる。そのため法的な規制も労働条件に偏るものが多く、アボリジニの安い、もしくは無料の労働力無しにNTの社会は成り立たなかった。第2に、このようなアボリジニに対する労働力としての強い需要が彼らを社会の中に組み込む促進力となっている点である。特にNTのように白人とアボリジニの人口比がアボリジニに傾いている社会では、アボリジニの労働力が欠かせなかったため、入植初期に他の植民地で行なわれたようなアボリジニの駆逐は起こらなかった。だが、その反面 Broome（2001）が描いた当時のダーウィンの情景⁽⁹²⁾や McGrath

(87) 藤川（2004）p.105.

(88) Broome（2001）p.125.

(89) McGrath（1995）p.273-274.

(90) 張能（2007）p.5.

(91) McGrath（1995）p.274.

(1995) の大農場における労働者の人口構成⁽⁹³⁾が指摘したように比較的明確に人種階級によって階層化された社会が構成されることへ繋がった。アボリジニの人々は、階層化された社会の中で底辺として組み込まれ、労働者として搾取される境遇にあったことを前述で指摘した。このことを差別の仮説に当てはめると、差別の要素は

- D中期 = 白人 ≠ アボリジニ
- E中期 = 労働力としての需要 (当時は主に畜産業において)
- B中期 = Aboriginal Ordinance Act 1911等のアボリジニに関する法規定

と考えることができる。そのためこれを動的差別の基本仮説に代入すると

アボリジニの隷属的労働

$$= f (\text{アボリジニ} \neq \text{白人}, \text{労働力としての需要}, \text{アボリジニに関する法規制})$$

と考えることができる。

NT 初期の動的差別の基本仮説が成立しない状況から、動的差別の基本仮説で論じることができる NT 中期の状況への変化は 2 つの要素から影響を受けている。第 1 の要素にアボリジニ社会と白人社会が 1870 年に開始された Overland Telegraph Line の建設を契機に相互作用を及ぼす距離内に共存しはじめたことが挙げられる。相互作用を及ぼすのに可能な距離は、両者の間に自らと他者の区別を意識させるのに十分であったと考えられる。同一の人種や部族しか存在しえない社会に、人種差別や部族間差別は存在しない。なぜならば、その社会においてお互いを人種や部族で区別することは不可能だからである。仮に、差別的な行動として捉えるに足る行動がその社会内で存在したとしても、それが差別であるとは言い難い。すでに張能 (2007) が論じたように、自らを他者と区別することなく攻撃したのであれば、それは時として自傷・自殺行為に成り得る。また他者を特定の他者と区別せずに攻撃したのであれば、その行動は全般的な外界に対する拒絶と区別がつかない。しかし、人種・部族が存在しない社会でも自らと他者、他者の中でも特定の他者を判別する属性が存在するのであれば、それらが差別の根源となりえる。たとえば、貧富の差の存在、信仰宗教の違い、性別等が存在すればそれらが階級差別、宗教差別、性差別などとして存在しえるだろう。翻って言えば、相互作用可能な範囲に区別可能な 2 人以上の人間が存在すれば、差別は常に発生しえることになる。なお、2 人以上という限定条件が付けられるのは、人間が 1 人しかいない空間や社会には“差別要素としての区別”という概念を成立させることが不可能だからである。

第 2 の要素は、アボリジニと白人の間の利害の変化である。従ってこの第 2 の要素は、第 1 の要素に付随して発生した事柄であるともいえる。Overland Telegraph Line の建設以前は、NT のアボリジニを放置しておくことが機会費用的な行動だったと考えられる。すでに 3 節で取り上げたように、NT は自然環境が苛酷で、白人社会にとって多くの利潤

⁽⁹²⁾ Broom (2001) p.125.

⁽⁹³⁾ McGrath (1995) p.274-275.

を見込めるような入植地ではなかった。入植に価値がないのであれば、アボリジニを統治するためのコストを負担することは、無意味である。実際大がかりな統治のための体制を整えるための努力は回避され、その結果がNT初期におけるアボリジニ政策の不在という形で表れている。しかし、NTへの入植がOverland Telegraph Lineの建設と同時に開始された以降は、アボリジニの人々を隷属的に労働力として使用することが機会費用的な行動となった。その論拠として再度、McGrath (1995)の「牧畜産業は南の市場と競って成功を見込むことは全く出来なかった。貧しい牧草地、牛を犯す病気、水不足と労働者の不足、そして外部との距離。政府の協力と援助無しには生き残りがほとんど不可能だった。アーネムランドの幾つかのステーションは20世紀初頭に完全に失敗した、一方多くのものがアボリジニの人々の不払い労働に頼ることによって生き延びた⁽⁹⁴⁾」。と言う指摘や、Powell (1997)の「夥しい数のアボリジニの人々が闊歩する土地で、恐ろしいほどに(白人入植者は)1人で、所有物(牧場の)運営をアボリジニの労働力無しに1で行なうことは不可能だった。だから白人入植者たちは(アボリジニを)支配するか、さもなければ白人入植者たち自身が潰れてしまうと信じていた⁽⁹⁵⁾。」という記述を挙げる。

なおこのように利害に注目した差別の理論を展開している先行研究はいくつか存在する。その代表として本論ではMemmi (1996)を取り上げたい。最も頻繁に引用されている定義の1つで、ユネスコの定義の基にもなっている⁽⁹⁶⁾Albert Memmi (1996)は人種差別の意義を「人種差別の究極目標は支配にある⁽⁹⁷⁾。」としている。これはMemmi (1996)が頻繁に言及する「差別者の自らの行動の正当化」に密接に関係している。Memmi (1996)は人々が支配を達成するに当たって自らの行動を正当化するのは、「私が入種差別主義者の倫理的パラドックスと名付けたものが生まれる⁽⁹⁸⁾。」と記したように、「倫理的パラドックス」による作用としている。Memmi (1996)によれば「人間も他のあらゆる生物同様、同胞や他の存在に対し、盗みを働き、押し潰し、殺す。しかし人間はその説明と自己正当化が必要だと感じる⁽⁹⁹⁾。」と同時に「人種差別は自分の持っている何らかの利益を失うのではないかという恐怖、あるいは何らかの利益を奪い取ろうと思う相手、そのためには支配しなければならない相手に対する恐怖、要するに現実の、ないしは潜在的な特典の擁護という動機に基づく攻撃である、と⁽¹⁰⁰⁾。」という感情が湧き上がる。そしてその感情が「自

⁽⁹⁴⁾ McGrath (1995) p.274.

⁽⁹⁵⁾ Powell (1996) p.101.

⁽⁹⁶⁾ Memmi (1996) p.4.

⁽⁹⁷⁾ Memmi (1996) p.58「支配」という言葉に対しては、Memmi (1996)の中で経済的搾取も含めて複数のイメージが描かれる。「犠牲者の方は、彼らが無価値な存在にしようとする執拗な攻撃にさらされ、ついには破壊されてしまう。」(p.59)に象徴されるように、差別の内在化についても論じられている。他にも「(中略)なぜ彼がイスラム教徒はイスラム教徒に留まるように説得しようとするのか、と尋ねたことがある。それに対して彼は正直に「キリスト教徒がキリスト教徒であり続けるためにね」と答えた。」(p.71)「相手の抹消を願うと同時に、相手が固有の相貌を保つようどうして願えるのだろうか。」(p.71)「支配者はみなそうだが、人種差別主義者は犠牲者を消耗しつつ、死に至らしめるまで、支配する必要がある。そして、それと同時にこれからも利用し続けられるよう、犠牲者に生命はもちろん、力さえも残しておく必要がある。」(p.71)「植民地化と計画的集団殺人との境目は植民者の要求によって自由に動かされる。そうでなければ盲目的殺人、大量虐殺となる。」(p.71)などのように支配という目標が副作用として生み出す効果についても論じられている。

⁽⁹⁸⁾ Memmi (1996) p.61.

⁽⁹⁹⁾ Memmi (1996) p.61.

分の利益を正当化しなければならない⁽¹⁰¹⁾。」という意識の発生源であるとされている。そのため Memmi (1996) の中で論じられている“特権”とは「(中略) 不正の意識があるとき、初めて特権が存在する⁽¹⁰²⁾。」と定義されている。なお、この特権を巡って「富者の場合は逆に、言説の激しさ、そこから出てくる人種差別は彼の確信に反比例していることを覚えておこう⁽¹⁰³⁾。」という指摘に見られるように、特権の所有に対する不安が人々の差別行動の激しさを左右する要因として語られている。

また差別者に正当化の必要性を感じさせる要因である利益に対しては、「たとえ利益の性質がすぐ明らかではないにしても、人種差別主義者の手口は決して利益と無関係ではない⁽¹⁰⁴⁾。」と説明していた。つまり「利益」についても様々なイメージが Memmi (1996) の中で描かれている。「人種差別は実は経済的武器である⁽¹⁰⁵⁾。」というものから、「人種差別主義者の利益とは、他者の価値をおとしめて手にされるすべての利点、と定義できるだろう⁽¹⁰⁶⁾。」のように広義なものまで幅広い。他にも生贄として外部の者が罪を負う構造⁽¹⁰⁷⁾と同様に、罪が被差別者に被せられる必要についても「外部に原因が求められ、外部に投影され、具現化された悪は、われわれから切り離され、それほど恐ろしいものではなくなる。こうした悪は操作し、処理し、火で焼き尽くすことが出来る。火というこの共通分母に注目すべきだ。火はわれわれ自身をも含めて、すべてを浄化する…ただし他人を焼くことによってだが。このほうが経済的なのだ⁽¹⁰⁸⁾。」とし、被差別者が差別者にもたらす利益が論じられている。

Memmi (1996) の理論では、根拠のない特権や支配を維持するために、正当化が行なわれ差別が発生する。正当化が後付けで為されるのであれば、当然状況によって、特権や支配を維持するための理論は変化しえる。Memmi (1996) は正当化が文脈によって変化する様子を、反ユダヤ主義の歴史を辿ることで示している⁽¹⁰⁹⁾。「かくして歴史の教訓は明白である。人種差別は生物学にも経済にも心理学にも形而上学にも限定されるものではない。それはご都合主義の告発であり、眼前にあるもの、さらには眼前にないものさえ利用する。なぜなら、この告発は、必要とあらば、でっちあげもするのだから。人種差別が機能するためには一本の軸があればよい。何でも良いのだ。肌の色、顔の特徴、指の形、あるいは性格、風俗…。もしこれらが説得的でなければ人種差別は神話的な特徴を持ち出してくるだろう⁽¹¹⁰⁾。」と反ユダヤ主義の歴史を振り返った結果を Memmi (1996) はまとめている。Memmi (1996) が論じた差別の定義では、支配や特権という目的が先に存在し、

⁽¹⁰⁰⁾ Memmi (1996) p.101.

⁽¹⁰¹⁾ Memmi (1996) p.61.

⁽¹⁰²⁾ Memmi (1996) p.103.

⁽¹⁰³⁾ Memmi (1996) p.104.

⁽¹⁰⁴⁾ Memmi (1996) p.62.

⁽¹⁰⁵⁾ Memmi (1996) p.62.

⁽¹⁰⁶⁾ Memmi (1996) p.62.

⁽¹⁰⁷⁾ この構造という言葉は、「この不幸な動物に共同体の罪をすべて背負わせ、動物は共同体の罪を軽くした。」(p.64)「群集の下す制裁に、たとえ無実でも、外部の責任者を引き渡せねばならない。」(p.65) というように、責任の所在に関わらず外部に攻撃性が向かう可能性の高さを示唆するために用いた。

⁽¹⁰⁸⁾ Memmi (1996) p.66.

⁽¹⁰⁹⁾ Memmi (1996) p.73-88.「4 歴史の教訓」という項目で論じられている。

⁽¹¹⁰⁾ Memmi (1996) p.80.

後からそれを正当化する理論が作られるため、差別の歴史を振り返ると一貫性の無さが露呈してしまうことが指摘されている。

Memmi (1996) の議論では前述のように、差別、利益、正当化が論じられていた。Memmi (1996) が指摘したように、状況によって人種差別の理論は変化するという指摘に本論は同意する。だが、いくつかの点で Memmi (1996) に同意できない点はある。たとえば Memmi (1996) の議論では、差別を意図的なものと認識している表現が多く見られる。特に Memmi (1996) が「(中略) 不正の意識があるとき、初めて特権が存在する⁽¹¹¹⁾。」や、“倫理パラドックス”，正当化の必要性を論じている部分に示唆が見られる。しかし、すべての差別がすべて意図的に特権の正当化のために行われているとは考え難い。

差別を喚起するのはどのような感情か、ということについて人々一般について踏み込んで議論するのは難しい。特に歴史上の事柄のように、過去の事であればその難しさはなおさらである。NT のアボリジニ政策は、中期において差別的とも捉えられるが、それは現在の価値観がそう判断させるものであるかもしれない。当時の人々がアボリジニを保護していると本気で信じていたか否かを証明することはほぼ不可能に近い。そのため差別の動機となる感情が「憎しみ」や「見下し」というような特定の性質や名前を持つ、と断定してしまうことは短絡的であるといえる。そのため張能 (2007) の繰り返しとなるが、差別が意図的であったかどうか、という点が差別を巡る議論で論点となることが頻繁にある。この問題については、仮に差別者が攻撃的な感情を自覚しなかったとしても、「当然」もしくは「重要ではない」という心理的な状態が働いていることが想定できる。よって、差別において何らかの感情が構成要素として存在しえる、という点については認めるべきであると結論付ける。意識的な差別も、無意識の差別も特有の感情が心理的要因として差別行為ないし差別行動を喚起していることについては確かだと言える。

NT のケースから論じられることは、両者の距離と利害状況の変化が人々にそれまでの区別や感情とは異なる区別や感情をもたらし、それが行動の変化へとつながったということである。つまり、距離と利害状況の変化がパラダイムの転換を引き起こし、人々の区別や感情が変化した時点で行動が変化していったのである。それは、アボリジニ政策が空白だった初期の時代から、アボリジニへの支配が強化されていく中期の変化として表れている。再度ここで Memmi (1996) と本論が立場を異にする部分を明らかにしなければならない。Memmi (1996) は、後付けで正当化のための理論が作られることについて論じているが、張能 (2007) の動態的差別の基本仮説では、後付けで作られた理論以外にも、前提としての理論が差別には存在すると想定される。張能 (2007) が 4 節で論じているように、差別の変化や差別のスパイラルは差別要素それぞれの循環や相互作用で発生している。よって Memmi (1996) が論じたように、差別的な社会制度を成立させるために「白人 ≠ アボリジニ」という言い訳や、“アボリジニが白人よりも劣っている”と理論化した経緯についてのみ議論するのは不十分である。これは、差別のスパイラルに当てはめると行動→区別、行動→感情の部分での議論を取り上げたに過ぎない。差別のスパイラルでは、区別→行動、感情→行動の循環も考えるべきなのである。よって、NT 中期の区別が「白人 ≠ アボリジニ」という前提として成立していたからこそ、差別的な社会制度が成立可能だっ

(111) Memmi (1996) p.103.

たという逆のベクトルでの議論も考慮に入れる必要がある。他にも McGrath (1995) は「Aboriginal Ordinance 1911の下、街（ダーウィン、アリススプリング）のアボリジニたちは彼らの雇用主と住むか、カリン地区に住まなければならなかった。スペンサー（アボリジニ保護官長）はアボリジニが日が沈み、また日が昇るまでの間に外出することを許さず、規則が破られた際には一晩禁固する罰則を科した。アボリジニはダーウィンを許可なしに離れることも、立ち入ることも許されなかった⁽¹¹²⁾。」と指摘していた。これはアボリジニの人々の移動を差別的に規制する、という行動を実行するには規則を破った人間を罰する必要があることを示している。これは行動が行動を生むスパイラルだといえ、様々な事象の循環として差別が構成され変化していくことを見落としてはいけない。なお、行動が行動を生むスパイラルは、Memmi (1996) が論じた後付けの理論でも、前述した前提としての理論でもない。差別的な行動そのものが、差別的行動の実現を可能にするために再生産している状態だと言える。再度繰り返しになるが、これら全てのスパイラルは、NT のケースにおいて1870年に開始された Overland Telegraph Line の建設がアボリジニ・白人の両者の距離・利害の変化を引き起こしたことに起因することを明らかにしておきたい。

5. 結び

本論の論旨は動態的差別の基本仮説において、差別の変化がどのような要因によって引き起こされるのか、という点について議論を深めることであった。2節で動態的差別の基本仮説について説明し、3節でNTの歴史を振り返り、4節で考察を深めた。4節の考察でNTの入植初期・中期において、差別の大きな変化は1870年に開始された Overland Telegraph Line の建設を契機としたアボリジニ・白人両者の距離・利害の変化によって引き起こされたと論じた。差別のスパイラルが循環する重要な要素として、2つの区別可能な集団が相互作用を及ぼすに十分な距離にあることは必要である。全く遠隔地に存在し、接触も相互作用も及ぼしあえない2つの集団間に差別は存在しえない。また、利害の変化も差別のスパイラルの変化を語る上で重要である。NT初期から中期において白人側の機会費用的な行動は、本格的な入植とともに放置から労働力として隷属的に酷使することへと変化している。このような利害の変化は、差別要素の区別、感情に変化を及ぼし、歴史上においては差別集団の行動の変化として可視可能な現象として表出することが言えた。

本論では先行研究として4節でMemmi (1996) を取り上げたことで、すでに他の差別研究でも利害による差別の変化が論じられていることについて触れた。しかし、Memmi (1996) が論じた、差別者の意図、差別の正当化についての限定を否定し、より事実に近い議論を展開できたのではないかと思う。差別者の感情は差別者の行動を喚起する要因ではあるが、差別者の意図や悪意の存在を問うことは妥当な議論ではない。また、差別は後付け的な理論で正当化されるに留まらず、前提として区別や感情が存在したために差別が可能である状況や、差別的な行動がさらに差別的な行動を喚起するという点も本論では取り上げた。このように議論が深まったことは本論の功績であるが、課題はまだ多い。この議論はNTのケースにおいてのみ、成立した事柄である。より議論を推敲するためにも、

⁽¹¹²⁾ McGrath (1995) p.276.

異なるケースに距離・利害の変化という仮説を適合させ、差別の変化が引き起こされているかを検証することが必要である。

参考文献

- Alan Powell (1982) "*Far country: a short history of the Northern Territory*"
Melbourne University Press
- Albert Memmi (アルベール・メンミ); 菊地昌実, 白井成雄訳 (1996) 『人種差別』法政
大学出版局
- Ann McGrath (1995) "*Contested ground: Australian Aborigines under the British
crown*" Allen&Unwin
- Bill Arthur, Frances Morphy (2005) "*Macquarie Atlas of Indigenous Australia*" The
Macquarie Library Pty Ltd
- Charles Dunford Rowley (1970) "*The destruction of Aboriginal society*" Penguin
Books
- Gordon Reid (1990) "*A Picnic with the Natives: Aboriginal-European Relations in
the Northern Territory to 1910*" Melbourne University Press
- Richard Broom (2001) "*Aboriginal Australians*" Southwood Press Pty Ltd
- Ruth Benedict 著; 筒井 清忠, 筒井 清輝, 寺岡 伸吾訳 (1994) 『人種主義 その批
判的考察』明石書店
- 小山修三, 窪田幸子編 (2002) 『多文化国家の先住民：オーストラリア・アボリジニの現
在』世界思想社
- 武内和彦・大森博雄 (1988) 「植生からみたオーストラリア半乾燥地域の「砂漠化」現象」
『地理学評論』日本地理学会
- 張能美希子 (2007) 「差別暴走のメカニズム—動態的差別分析のための基本仮説—」CUC
Policy Studies Review No.17
- 橋都由加子 (2006) 「第4章 オーストラリアにおける連邦・州・地方の役割分担」『主要
諸外国における国と地方の財政役割の状況報告書』財務省
- 藤川隆男編 (2004) 『オーストラリアの歴史：多文化社会の歴史の可能性を探る』有斐閣
- 松村明編 (1995) 『大辞林 第二版』三省堂
- 松山利夫 (1994) 「オーストラリアにおける先住民政策：南オーストラリア州とノーザン
テリトリーを中心に」松山大学論集 6(4), 61-79 松山大学学術研究会／松山大学
- 宮下 (1972) 「オーストラリアの経済とその地理的背景」『早稲田商学』早稲田商学同攻会

[抄 録]

張能（2007）が提案した、動態的差別の基本仮説は差別の連続、変化を捉えている。張能（2007）では、差別の変化は主に差別のスパイラルとして論じられていた。だが、動態的差別の基本仮説は差別の変化を理論的に捉えたものであり、特に差別の変化がどのような要因によって引き起こされるのか、という点については踏み込んだ説明を行っていない。そこで、本稿は差別のスパイラルが引き起こされる要因について、ノーザンテリトリーのアボリジニをケースに論じた。1870年に開始された Overland Telegraph Line の建設に従事した労働者への食肉の供給が刺激となって、ノーザンテリトリーへの入植は急速に進展した。その後 Northern Territory Aboriginal Act 1910, Aboriginal Ordinance Act 1911 が制定され、それ以前に空白だったアボリジニ政策が変容している。ノーザンテリトリーの入植初期から中期にかけて、差別スパイラルが発祥していく様子を動態的差別の基本仮説を適用することで論じた。

Beginning of spirals of discrimination

—With a case study of Aborigines in the Northern Territory—

Chono (2007) discussed the “Basic Hypothesis for the Movement of Discrimination” (BHMD). The BHMD focuses on the elucidation of continuous changes of discrimination which are defined and explained as “spirals of discrimination”.

Chono (2007) communicates the theoretical approach for the mechanism of changes – this paper discusses how the spirals of discrimination come into existence in the first place. As a case study, this paper introduces Australian Aborigines in the Northern Territory, Australia to exemplify the emergence and the spiraling surge of discrimination. The construction of the Overland Telegraph Line in 1870 promoted settlement in the Northern Territory, Australia. In 1910, the Northern Territory Aboriginal Act was declared, followed by the Aboriginal Ordinance Act in 1911. As a consequence, a political vacuum in the Northern Territory emanated. This paper explains the changes in correlation to the Acts of 1910 and 1911, their meaning for the Australian Aborigines in the Northern Territory and how the spirals of discrimination originated.